

[事案 25-156] 障害給付金支払請求

・平成 26 年 7 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換時、募集人の誤説明があったことを理由に、契約転換の無効および転換前契約にもとづく障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に終身保険を別の終身保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効として、転換前契約の傷害特約にもとづく障害給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、今回転換を行えば得になるとの説明があった。
- (2) 契約転換時、転換後契約が転換前契約と同様の保障内容であることを募集人に確認しており、特約の内容が変わるなら、転換の申込みはしなかった。
- (3) 転換の申込みの数日後、転換前後の契約内容を比較して特約が全て外されていたので募集人に確認したところ、「問題ない、保険内容は変更前の内容と同じである」と説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換の申込みに際し、募集人は提案書にもとづく転換前後の契約の保障内容を比較して説明しており、申立人が問題としている傷害特約を付加しないことも説明している。
- (2) 転換申込み後に、申立人から特約が付加されていないことについて問い合わせを受けたことはない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、転換後契約の特約の内容について錯誤（民法 95 条）して申込みをしたことを理由に、契約転換の無効および転換前契約にもとづく給付金等の支払いを求めているものと判断する。

2. 申立人の主張について

以下のとおり、申立人が、転換後契約の保障内容について錯誤に陥っていたと認めることはできない。

- (1) 申立人が署名捺印した契約申込書の裏面では、転換後契約の保障内容が表で示されている。
- (2) 事情聴取の結果、申立人は募集人から、転換申込みの際、雑談を含んで 2～3 時間の説明を受けている。
- (3) 説明においては設計書が用いられていることが窺われ、設計書では転換前後の保障内容が、表を用いて分かりやすく比較説明されており、傷害特約等の項目が削除されていることが一見して分かる表記になっている。

- (4) 仮に申立人に錯誤が認められたとしても、申立人の「頭の中に説明を入れていなかった」との供述や、内容を確認しないまま契約申込書を作成した点から、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると言わざるを得ず、民法 95 条ただし書きにより、契約転換の無効を主張することはできない。
3. しかしながら、以下の事情により、本件は和解により解決を図ることが相当である。
- (1) 募集人は契約転換を提案するにあたり、申立人に保障内容についての希望を確認すること無く、一方的に契約の内容を決めて提案しており、そのまま契約締結に至っている。
- (2) 募集人の事情聴取において、転換制度自体については説明していない、削除される特約の内容について詳しく説明していない、との供述があった。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。